



栃木県公報

平成29年
3月7日(火)
号外
第5号

目次

告 示

- 栃木県警察関係手数料条例の規定により知事が定める金額の一部改正…………… 1
公安委員会
- 栃木県公安委員会事務専決規程の一部改正…………… 1
- 栃木県道路交通法施行細則の一部改正…………… 3
- 栃木県運転免許に係る講習に関する規則の一部改正…………… 7
- 栃木県公安委員会公印規程の一部改正…………… 7

告 示

栃木県告示第九十九号

栃木県警察関係手数料条例の規定により知事が定める金額（平成十四年栃木県告示第三百四十号）の一部を次のように改正し、平成二十九年三月十二日から適用する。ただし、栃木県運転免許に係る講習に関する規則の一部を改正する規則（平成二十九年栃木県公安委員会規則第三号）附則第二項の規定により読み替えて適用される栃木県運転免許に係る講習に関する規則（平成十四年栃木県公安委員会規則第十四号）第二条に規定する講習に係る金額については、なお従前の例による。

平成二十九年三月七日

栃木県知事 福田 富一

表中「千五百円」を「千三百五十円」に、「五千八百円」を「四千六百五十円」に改め、「当該講習が」を削り、「又は第百一条の四第二項の規定により」を「に規定する」に、「に基づいて行うものである場合に」あつては、「が道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の基準に該当するものにあつては、七千五百五十円」に改める。

（警察本部運転免許管理課）

公安委員会

栃木県公安委員会規則第一号

栃木県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月七日

栃木県公安委員会委員長 佐藤 信勝

栃木県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規則

栃木県公安委員会事務専決規程（昭和三十九年栃木県公安委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第十三中第百十二項を第百二十四項とし、第百八項から第百十一項までを十二項ずつ繰り下げ、第百七項を第百十六項とし、同項の次に次のように加える。

百十七	道路交通法第百八条の三第一項の規定による初心運転者講習の通知	
百十八	道路交通法第百八条の三の二の規定による同法第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習の通知	
百十九	道路交通法第百八条の四第一項第一号に規定する運転適性指導に従事しよ	

うとする者に対する審査及び当該審査の合格証書の交付並びに実務実習並びに当該実務実習の実施及び結果の通知	
---	--

別表第十三中第百六項を第百十五項とし、第百五項を第百十四項とし、第百四項を第百十三項とし、同表第百三項中「による」の下に「大型車講習終了証明書、中型車講習終了証明書、準中型車講習終了証明書、」を、「大型旅客車講習終了証明書」の下に「、中型旅客車講習終了証明書」を加え、同項を同表第百十二項とし、同表中第百二項を第百十一項とし、同表第百一項中「又は免許申請書」を「、免許申請書」に、「七十五歳」を「七十歳」に改め、「特定失効者」の下に「若しくは特定取消処分者又は同法第百一条の七第五項の規定による通知を受けた者」を加え、同項を同表第百十項とし、同表中第百項を第百九項とし、第九十九項を第百八項とし、同表第九十八項中「又は特定失効者」を「、特定失効者又は特定取消処分者」に改め、同項を同表第百七項とし、同表中第九十七項を第百六項とし、第九十六項を第百五項とし、同表第九十五項中「中型免許」の下に「、準中型免許」を加え、同項を同表第百四項とし、同表中第九十四項を第百三項とし、第九十項から第九十三項までを九項ずつ繰り下げ、同表第八十九項中「中型免許」の下に「、準中型免許」を加え、同項を同表第九十八項とし、同表中第八十八項を第九十七項とし、同表第八十七項中「終了証書」を「終了証明書」に改め、同項を同表第九十六項とし、同表中第八十六項を第九十五項とし、第七十六項から第八十五項までを九項ずつ繰り下げ、第七十五項を第八十一項とし、同項の次に次のように加える。

八十二 道路交通法第百七条第一項の規定による運転免許証の返納等の処理	
八十三 道路交通法第百七条第三項及び第四項の規定による運転免許証の保管及び返還	
八十四 道路交通法第百七条の三の二の規定による国際運転免許証等を所持する者に対する報告の要求	要

別表第十三中第七十四項を第八十項とし、第五十四項から第七十三項までを六項ずつ繰り下げ、同表第五十三項中「第百三条第四項（同法第百四条の二の三第三項）」を「第百三条第三項（同法第百四条の二の三第五項）」に改め、同項を同表第五十九項とし、同表中第五十二項を第五十七項とし、同項の次に次のように加える。

五十八 道路交通法第百二条第一項から第三項までの規定による診断書の提出命令	
---------------------------------------	--

別表第十三中第五十一項を第五十三項とし、同項の次に次のように加える。

五十四 道路交通法第百一条の七第一項の規定による臨時認知機能検査	要
五十五 道路交通法第百一条の七第二項の規定による臨時認知機能検査の通知	
五十六 道路交通法第百一条の七第五項の規定による同法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習の通知	

別表第十三中第五十項を第五十二項とし、第四十七項から第四十九項までを二項ずつ繰り下げ、第四十六項を第四十七項とし、同項の次に次のように加える。

四十八 道路交通法第百一条の四第二項の規定による認知機能検査	要
--------------------------------	---

別表第十三中第四十五項を第四十六項とし、第三十二項から第四十四項までを一項ずつ繰り下げ、同表第三十一項中「第三十二条第四項第二号二及び第三十八条第七項第一号」を「第三十二条第五項第二号二及び第三十八条第八項第一号」に改め、同項を同表第三十二項とし、同表中第三十項を第三十一項とし、第十八項から第二十九項までを一項ずつ繰り下げ、同表第十七項中「に対する」の下に「審査及び当該審査の合格証書の交付

並びに」を加え、同項を同表第十八項とし、同表第十六項の次に次のように加える。

十七 道路交通法第九十七条の二第一項第三号イの規定による認知機能検査	要
------------------------------------	---

別表第十四中第七十六項を第八十項とし、第七十五項から第七十五項までを四項ずつ繰り下げ、同表第四十九項中「第七七条」を「第七七条第一項」に改め、「保管、返還及び」を削り、同項を同表第五十一項とし、同項の次に次のように加える。

百五十二 道路交通法第七七条第三項及び第四項の規定による運転免許証の保管及び返還	
百五十三 道路交通法第七七条の三の二の規定による国際運転免許証等を所持する者に対する報告の要求	要

別表第十四中第四十八項を第五十項とし、第四十三項から第四十七項までを二項ずつ繰り下げ、第四十二項を第四十三項とし、同項の次に次のように加える。

百四十四 道路交通法第一百一条の五の規定による運転免許を受けた者に対する報告の要求	要
---	---

別表第十四第四十一項中「並びに道路交通法施行規則第二十九條第三項及び第二十九條の二第四項」を削り、同項を同表第四十二項とし、同表第四十項の次に次のように加える。

百四十一 道路交通法第一百一条第四項及び第一百一条の二第二項の規定による質問票の交付	
--	--

附 則

この規則は、平成二十九年三月十二日から施行する。

栃木県公安委員会規則第二号

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月七日

栃木県公安委員会委員長 佐藤 信 勝

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

栃木県道路交通法施行細則（昭和四十七年栃木県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第十四号中「中型自動車」の下に「、準中型自動車」を加える。

第二十三条の二第二項中「第九十条第八項」の下に「、第一百二条第一項から第三項まで」を加える。

別表第一第五十四項中「中型車講習」の下に「、準中型車講習」を加え、同表第七十四項中「講習予備検査（認知機能検査）」を「認知機能検査」に改める。

別表第一の添付十三及び添付十四を次のように改める。

添付13

※ 整理番号

安全運転管理者に関する届出書

年 月 日

栃木県公安委員会 殿

住所（法人にあつては、事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） ㊦

（電話 FAX ）

安全運転管理者を選任、解任届出事項を変更）したので届け出ます。

①選任年月日	年 月 日			⑧ 使用の本拠の業種別	⑧ (ふりがな) 名称														
②安全運転管理者氏名	(ふりがな)-----				使用の本拠の業種別														
③資格要件	生年月日 (年齢)	年 月 日 (歳)			業種別	1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気・ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他													
	運転の管理経験		3 公安委員会の認定	1 2年以上		2 公安委員会の教習修了者で1年以上													
④職務上の地位					⑨ ⑩ ⑪	乗用		貨物			大型特殊	大型二輪	普通二輪	小型特殊	計				
⑤安全運転管理者が運転免許を持っている場合	免許の種類					大型	中型	普通	軽	大型	中型	準中	普通	軽	大型特殊	大型二輪	普通二輪	小型特殊	計
	免許年月日					大型	中型	準中	普通	大特	大自二	普自二	小特	計					
	免許番号	第 号				一種	二種	一種	二種	準中型	一種	二種	一種	二種	大自二	普自二	小特	計	
⑥安全運転管理者の勤務の様	勤務日勤・隔日・その他()				専従														
	副安全運転管理者の有無	あり (名) なし			予備														
⑦安全運転管理者の略歴	勤務期間	勤務所名		職名	⑪ 前安全運転管理者														
	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・				解任年月日		年 月 日												
	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・				氏名														
	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・				解任事由		1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 その他 ()												
	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・				備考														
	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・																		

備考 「⑨自動車台数」の欄は、大型自動二輪車1台又は普通自動二輪車1台はそれぞれ0.5台として計算した台数を記載すること。

添付14

※ 整理番号

副安全運転管理者に関する届出書

栃木県公安委員会 殿

年 月 日

住所（法人にあつては、事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） ㊤

（電話 FAX ）

副安全運転管理者を選任、解任届出事項を変更したので届け出ます。

①選任年月日	年 月 日			⑧ (ふりがな) 名 称																	
②副安全運転管理者氏名	(ふりがな)-----				使用の本拠の業種別																
③資格要件	生年月日 (年齢)	年 月 日 (歳)				1 運転の管理経験1年以上 2 運転の経験期間3年以上 3 公安委員会の認定	1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気・ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他														
	④職務上の地位						⑨ 管理する自動車の台数及び運転者数	乗 用		貨 物			大型特殊	大型二輪	普通二輪	小型特殊	計				
⑤副安全運転管理者が運転免許を持っている場合	免許の種類			大型	中型	普通		軽	大型	中型	準中	普通	軽								
	免許年月日																				
	免許番号	第 号																			
⑥副安全運転管理者の勤務の態様	勤務	日勤・隔日・その他()		⑩ 運転者数	免許種別	大型	中型	準中型	普通	大特	大自	普自	小特	計							
	補助者の有無	あり(名) なし			一 種	二 種	一 種	二 種	一 種	二 種	一 種	二 種	一 種		二 種						
⑦副安全運転管理者の略歴	勤務期間	勤務所名		⑪ 前副安全運転管理者	解任年月日		年 月 日														
	・ ・ ~ ・ ・				氏 名																
	・ ・ ~ ・ ・				解任事由		1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 その他()														
	・ ・ ~ ・ ・				備 考																
	・ ・ ~ ・ ・																				
	・ ・ ~ ・ ・																				

備考 「⑨自動車台数」の欄は、大型自動二輪車1台又は普通自動二輪車1台はそれぞれ0.5台として計算した台数を記載すること。

副表紙1の添付として「明・大・昭 年 月 日生」を「 年 月 日生」に改め、同表紙の添付として「高齢者講習受講申請書」を「 高齢者講習受講申請書 (2時間・3時間・臨時・小特(1時間・2時間))」に改め、同表紙の添付として

生年月日	年 月 日 (歳)
※認知機能検査受験年月日及び場所	年 月 日 教習所(学校)

を

に改め、同表紙の添付として

生年月日	年 月 日 (歳)
------	------------

の11種を記し、同表紙の添付として

大型	中型	普通	大特	大自二	普自二	小特
原付	け引	大二	中型二	普二	大特二	け引二

を

大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二
小特	原付	大二	中二	普二	大特二	引・引二

に改め、同表紙の添付として及び添付として「中型」を「中型 準中型」

に

中 型

を

中 型	準 中 型
--------	-------------

に改め、同表紙の添付として

「中

型」

を

「中

型」

「中

型」

に改め、同表紙の添付として

の11種「中型」を「中型・準中型」に改め、同表紙の添付として

「講習予備検査(認知機能検査)受検申請書」を「認知機能検査受検申請書(更新前・臨時・再受験)」に改める。

「第90条第8項

「第90条第8項

第102条第1項

「第18条の4第2項

副表紙添付として

を 第102条第2項 に

を

第103条第6項」

第102条第3項

第29条の5第2項」

第103条第6項」

「第18条の4第2項

第29条の3第3項 に改め、同表紙添付として

第29条の5第2項」

別記様式第十五号の四中

適性検査を行う理由	講習予備検査	
	特定の違反行為	

を

適性検査を行う理由	
-----------	--

に改める。

別記様式第十五号の八中「第37条の7第2項第1号」を「第37条の7第1号」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十九年三月十二日から施行する。
- 2 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成二十八年内閣府令第四十九号）附則第十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる講習の申請については、改正後の別表第一の添付十七の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

栃木県公安委員会規則第三号

栃木県運転免許に係る講習に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月七日

栃木県公安委員会委員長 佐藤 信 勝

栃木県運転免許に係る講習に関する規則の一部を改正する規則

栃木県運転免許に係る講習に関する規則（平成十四年栃木県公安委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「同条第一項第二号の表二の項」の下に「若しくは三の項」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成二十九年三月十二日から施行する。
- 2 運転免許に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成二十八年国家公安委員会規則第十六号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる講習の基準に適合する講習に係る改正後の第二条の規定の適用については、同条の表中「国家公安委員会規則第二条第一項第一号の表二の項又は同条第一項第二号の表二の項若しくは三の項」とあるのは、「運転免許に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成二十八年国家公安委員会規則第十六号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同規則による改正前の国家公安委員会規則第二条第一項第一号の表二の項又は同条第一項第二号の表二の項」とする。

栃木県公安委員会規程第二号

栃木県公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月七日

栃木県公安委員会委員長 佐藤 信 勝

栃木県公安委員会公印規程の一部を改正する規程

栃木県公安委員会公印規程（昭和四十二年栃木県公安委員会規程第二号）の一部を次のように改正する。

別表第十四号印の項使用区分の欄中「再試験通知書」の下に「運転免許取消処分書（再試験）」を、「回答書（医師からの運転免許の確認要求の回答）」の下に「臨時認知機能検査通知書、臨時高齢者講習通知書、臨時適性検査診断依頼書」を、「意見の聴取通知書」の下に「聴聞通知書」を加え、「運転免許効力停止処分解除通知書」を「運転免許の効力停止処分解除通知書」に改め、「自動車等の運転禁止処分書」の下に「大型車講習終了証明書、中型車講習終了証明書、準中型車講習終了証明書」を加え、「取消処分者講習終了証書」を「取消処分者講習終了証明書」に改め、「大型旅客車講習終了証明書」の下に「中型旅客車講習終了証明書」を、「初心運転者講習通知書」の下に「初心運転者講習移送通知書」を、「違反者講習通知

書」の下に「違反者講習移送通知書、運転適性指導員審査合格証書、取消処分者講習に係る実務実習通知書、取消処分者講習に係る実務実習結果通知書」を加え、「及び講習予備検査（認知機能検査）結果通知書」を「認知機能検査員審査合格証及び認知機能検査結果通知書」に改める。

附 則

この規程は、平成二十九年三月十二日から施行する。
